四　特例受入れ機関との雇用契約の要件

一の1の雇用契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第三　看護師の資格取得後の就労

特例フィリピン人看護師候補者であった者が看護師の資格を取得した後の看護師としての就労に当たっての要件等は、協定指針第三の一による。

第四　厚生労働省による確認

平成二十一年度に入国したフィリピン人看護師候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとする者を受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日フィリピン協定に基づき当該フィリピン人看護師候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省医政局長は、第二の一の2及び3の要件、第二の二の2の要件並びに第二の三の1から3までの要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び同省医政局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五　受入れ調整機関による相談対応等

一　受入れ調整機関の事業

受入れ調整機関は、特例フィリピン人看護師候補者に対する適正な雇用管理、適切な研修等を確保するため、次の1から4までに掲げる事業を実施する。

1　特例受入れ機関からの報告の提出

(1)　第二の二の3の(1)から(3)までに掲げる報告を受理するとともに、特例フィリピン人看護師候補者に対する適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するため、必要があると認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(2)　(1)の報告を厚生労働大臣に提出するものとする。

2　特例フィリピン人看護師候補者の出国及び滞在に係る支援

特例フィリピン人看護師候補者が円滑かつ適正に日本から出国し、及び日本に滞在することができるよう、特例フィリピン人看護師候補者に対し、必要な支援を行うものとする。

3　特例フィリピン人看護師候補者からの相談等に対する対応

特例フィリピン人看護師候補者から、特例受入れ機関における研修、指導体制、就労環境等について相談、苦情等があった場合には、当該特例受入れ機関に照会を行い、必要に応じて助言等を行うものとする。また、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方入国管理局等の関係行政機関に連絡の上、問題の解決を図るものとする。

4　特例受入れ機関に対する相談支援

特例受入れ機関から、特例フィリピン人看護師候補者の研修、雇用管理、在留管理等について相談等があった場合には、適切に相談等に応じ、説明、助言等を行うものとする。

二　受入れ調整機関に対する助言等

厚生労働大臣は、特例フィリピン人看護師候補者に対する適切な研修、適正な雇用管理等を確保するため、受入れ調整機関に対し、特例受入れ機関における研修の実施状況その他の必要な事項の報告を徴収し、その他必要な助言を行うものとする。

第六　適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するための措置

厚生労働大臣は、第二の二の3の報告がないときのほか、特例フィリピン人看護師候補者の職業の安定に関し必要があると認めるときは、特例受入れ機関から必要な報告の提出を求めるものとする。

○厚生労働省告示第百九十一号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第二の一の3の(7)中「特例インドネシア人看護師候補者（特例インドネシア人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号）第一の二の1に定める特例インドネシア人看護師候補者」を「特例インドネシア人看護師候補者等（特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号）第一の二の1に規定する特例インドネシア人看護師候補者（特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号）第一の二の1に規定する特例フィリピン人看護師候補者」に改める。

第二の二の3の(2)中「をいう。」の下に「並びに特例インドネシア人介護福祉士候補者（特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針第一の二の3に規定する特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。）」を加える。

第二の二の3の(4)、第三の一の2の(2)及び第三の二の2の(2)中「特例インドネシア人看護師候補者」を「特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者」に改める。

○厚生労働省告示第百九十二号

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第二の一の3の(7)中「特例インドネシア人看護師候補者（特例インドネシア人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号）第一の二の1に定める特例インドネシア人看護師候補者」を「特例インドネシア人看護師候補者等（特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号）第一の二の1に規定する特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号）第一の二の1に規定する特例フィリピン人看護師候補者」に改める。

第二の二の3の(2)中「をいう。」の下に「並びに特例インドネシア人介護福祉士候補者（特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針第一の二の3に規定する特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。）」を加える。

第二の二の3の(4)、第三の一の2の(2)及び第三の二の2の(2)中「特例インドネシア人看護師候補者」を「特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者」に改める。

○厚生労働省告示第百九十三号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第十条第二項の規定に基づき、国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

一　平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に、平成十四年四月から平成二十二年三月までの各月分に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。）第八十九条、第九十条第一項、第九十条の三第一項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第一項及び第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十四年四月に平成二十二年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。